

# 役員報酬規程

(目的)

第1条 公益社団法人高知県診療放射線技師会(以下「本会」という)の役員報酬について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 本会の役員に関して支給する報酬は無償とし、交通費等の支給については、旅費規程第2条によって行う。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。